

一般事業主行動計画（3回目）

1. 目的

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第3回行動計画を
策定する。

2. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3. 内容

目標 1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備

(対策) 職員が安心して妊娠・出産・育児ができるよう所属部署に対して理解と関心
を深めるための研修等を行い、取得しやすく、復帰しやすい職場環境作りを
推進する。

目標 2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率90%以上にする

(対策) 対象職員へ産前産後休暇、育児休業、育児休業給付及び社会保険料免除など
各種制度説明と情報提供を行い、特に男性職員に対する育児休業取得の促
進・啓発を引き続き行う。

目標 3 休暇の取扱促進

年次有給休暇の計画的付与制度と年次有給休暇の法定取得義務（最低5日
／年以上）、子の看護休暇（5日／人・年）の更なる周知徹底を行なう。

(対策) 年次有給休暇の計画的付与、年次有給休暇の法定取得義務、子の看護休暇
制度等の周知徹底を図り、休暇を取得しやすい環境作りを推進する。

目標 4 働く親の姿を見せるため、職員の要望により職場見学会の実施

(対策) 親子の交流と研究所の業務に対する理解を深めてもらうために、職場見学会
を引き続き実施する。